

所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	鈴木 菜穂美		
件名	市営住宅のあり方に関する方針（案）について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	総務部 総務管財課			
<p>1. 要 旨</p> <p>老朽化が進む木造の市営住宅について、人口減少や少子高齢化の進展などの社会環境の変化、住宅施策の変遷、市営住宅の現状と課題、都営住宅等の現状などを踏まえ、市営住宅が担う役割を考慮しながら、今後の運営方法を定めることを目的に「市営住宅のあり方に関する方針」を策定する。なお、本方針は、東大和市公共施設等マネジメント行動計画において、令和2年度中の策定が求められている。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 方針策定にあたっての検討</p> <p>方針策定にあたっては、市営住宅、都営住宅等の現状を踏まえ、以下のア～ウの事項から、検討した。</p> <p>ア 市営住宅の建替事業について</p> <p>イ 新たな住宅セーフティネットについて</p> <p>ウ 居住者[*]に寄り添った支援について ※居住者：市営住宅の利用者及び同居者をいう。以下同じ。</p> <p>② 方針</p> <p>上記①の検討結果から、ハード（住宅整備）の取組みに代え、新たな住宅セーフティネットとして民間の賃貸住宅所有者が住宅確保要配慮者を受け入れやすくするためのソフト的な取組みの検討が必要であると、市営住宅のあり方について次の2つの方針を定めた。</p> <p>方針1…市営住宅の建替えを行わずに、新たな住宅セーフティネットの導入について検討すること</p> <p>方針2…居住者に寄り添った福祉サービスや転居支援を検討すること</p> <p>③ 2つの方針を実現して行くための方向性</p> <p>新たな住宅セーフティネットの取組（高齢者の安否確認システムに対する補助等）や居住者の転居支援制度などを方針実現のための施策として位置付け、各施策に掲げる方向性のもと令和3年度から具体的な検討を進める。</p> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>方針の策定により今後の住宅施策の推進に資することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年 7月 東大和市公共施設等マネジメント行動計画の策定</p> <p>令和 2年10月21日 公共施設等最適化検討委員会へ付議</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>今後の予定 令和2年12月 1日 市議会議員全員協議会へ提出</p> <p>令和3年 1月～2月 案についてのパブリックコメント実施</p> <p>令和3年 3月 市営住宅のあり方に関する方針の策定</p> <p>令和3年 4月～ 2つの方針を実現して行くための方向性に沿った具体的な施策の検討</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、市議会議員全員協議会への議題資料として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。